

旧認可供給条件承認申請書

営業業務発 28 第 2 号

平成 28 年 4 月 7 日

経済産業大臣 林 幹 雄 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
東京電力エナジーパートナー株式会社
代表取締役社長 小 早 川 智 明

平成26年改正法附則第19条の規定により、次のとおり旧認可供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	平成 28 年 4 月 1 日以降相当の期間

別 紙

料金その他の供給条件の内容

平成27年9月9日、台風18号等による大雨により、当社旧供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、茨城県8市2町（古河市、結城市、下妻市、常総市、守谷市、筑西市、坂東市、つくばみらい市、結城郡八千代町、猿島郡境町）および栃木県の6市2町（栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、下野市、下都賀郡壬生町、同郡野木町）には災害救助法が適用された。

このため、災害救助法適用地域および隣接する地域において、被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

- 1 被災されたお客さまが被災時から引続き全く電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から6ヶ月間に限り、電気料金を免除する。
- 2 従量電灯C、臨時電灯C、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力および農事用電力の被災されたお客さまで、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、平成28年3月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に東京電力株式会社の供給約款等以外の供給条件（平成27年12月18日付け20151201資第76号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う
経過措置に関する省令第32条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する
省令第32条第1号)

旧認可供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第32条第1号)

旧認可供給条件による供給を必要とする理由

旧認可供給条件による供給を必要とする理由

災害救助法適用地域の茨城県 8 市 2 町および栃木県の 6 市 2 町ならびに隣接する地域において被災されたお客さまに対しては，東京電力株式会社が供給約款等以外の供給条件（平成27年12月18日付け20151201資第76号認可。）を設定しておりましたが，電気事業法等の一部を改正する法律附則第18条第3項の規定により，同条第1項の認可を受けた特定小売供給約款とみなされた電気供給約款においても，引き続き同一の取扱いといたしたく，承認申請する次第であります。